

死体解剖保存法に係る事務処理要領

1 目的

この事務処理要領は、死体解剖保存法（昭和 24 年法律第 204 号。以下「法」という。）に基づく申請様式等必要な事項を定めるものである。

2 申請および許可手続

(1) 解剖の許可申請

法第 2 条第 1 項の解剖の許可を受けようとする者は、死体解剖許可申請書（第 1 号様式）に死亡診断書又は死体検案書抄（第 2 号様式）、解剖に関する遺族の承諾書（第 3 号様式）又は遺族の諾否確認不能証明書（第 4 号様式）、医師・歯科医師免許証の写し、医師・歯科医師でない者にあつては履歴書を添えて保健所長に提出しなければならない。

(2) 解剖許可書の交付

保健所長は、法第 2 条第 1 項の許可をしたときは、死体解剖許可書を当該申請者に交付するものとする。

(3) 解剖場所の許可申請

法第 9 条ただし書の許可を受けようとする者は、解剖室外死体解剖許可申請書（第 5 号様式）に解剖しようとする場所の構造設備概要、平面図を添えて保健所長に提出しなければならない。

(4) 解剖場所の許可書の交付

保健所長は、法第 9 条ただし書の許可をしたときは、死体解剖場所許可書を当該申請者に交付するものとする。

(5) 保存の許可申請

法第 19 条第 1 項の許可を受けようとする者は、死体保存許可申請書（第 6 号様式）に死体保存に関する遺族の承諾書（第 7 号様式）又は死体保存に関する遺族の諾否確認不能申述書（第 8 号様式）を添えて保健所長に提出しなければならない。

(6) 保存許可書の交付

知事は、法第 19 条第 1 項の許可をしたときは、死体保存許可書を当該申請者に交付するものとする。

附 則

この要領は令和 6 年 4 月 18 日から施行する。